

# 議 事 録

## 第 14 回 定 例 総 会

平成30年9月10日

## 太田市農業委員会第14回定例総会議事録

開会日時 平成30年9月10日(月) 午後 2時  
 閉会日時 平成30年9月10日(月) 午後 3時20分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)

2 丸山 忠	3 木暮 昌弘	4 中村 博正	5 遠坂 修一
6 藤生 博	7 吉田 清和	8 牛久保 榮治	9 小林 良孝
10 糸井 敏幸	11 岡田 貴男	12 塚越 寶	13 山田 清作
14 高柳 章	15 石原 孝志	16 新井 章夫	17 清水 由紀江
18 武内 満	19 藤本 富久	20 茂木 利子	21 片亀 昌子
22 中村 薫			

欠席委員  
(0人)

出席職員 (7人)

北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理 西野目係長代理  
 青木主任 野村主事

会議に付した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	
	報告第6号	農業委員候補者の決定について	

## 太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第14回農業委員会定例総会を開催いたします。

### 3 会期の決定

事 務 局 出席者21名、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは7番 吉田 清和 委員 と 8番 牛久保 榮治 委員のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書4ページをお開きください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、番号2番につきましては9月4日付で、「申請人死亡のため」との理由により取り下げ願いの提出があり、これを受理しましたので報告いたします。取り下げに伴い、提出件数11件を10件に訂正をお願いします。  
大変申し訳ございませんが、報告第4号が落丁により抜けてしまいました。本日机上配布させていただきました。以上です。

## 5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が、会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 1番 藪塚町の土地 2,667 m<sup>2</sup>について、仮設園舎用地として一時転用許可を得たが、保育園舎建替工事期間の変更のため、許可を取り消しするものです。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。  
藪塚で保育園を経営している譲受人は、平成30年5月に仮設園舎用地として許可を受けましたが、工事期間の変更のため、農地法第5条の許可を取り消すものです。現地を確認したところ農地のため、取消相当と意見決定しました。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は6件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

- 1番 古戸町の土地 田 420 m<sup>2</sup>を取得し、経営規模を拡大したい。  
 2番 藤阿久町の土地 畑 398 m<sup>2</sup>を取得し、経営規模を拡大したい。  
 3番 藤阿久町の土地 畑 2,825 m<sup>2</sup> 外1筆 計 4,038 m<sup>2</sup>を借り受け、経営規模を拡大したい。  
 4番 東金井町の土地 田 1,594 m<sup>2</sup>を取得し、経営している蕎麦屋やそば粉の販売にあたり、原材料の生産量を増やしたい。  
 5番 新田天良町の土地 畑 954 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,909 m<sup>2</sup>を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。  
 6番 山之神町の土地 畑 121 m<sup>2</sup>を市有財産売却申請手続完了に伴い、取得したい。

なお、番号1番から6番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、番号1番については、先月保留となった案件となります。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。  
 番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1番委員 番号1番について、申請地についての耕作の意思確認ができなかったため、先月1カ月保留となった案件ですが、誓約書をいただきました。他の耕作者に迷惑をかけないように十分配慮し、永年耕作しますという内容の誓約書です。許可相当と意見決定いたしました。  
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 1 2番委員 番号2番と3番は譲受人が同一人であり関連していますので、一括して報告いたします。  
 番号2番は畑の売買、番号3番は使用貸借です。譲受人は従来より自己所有の畑で野菜作りをしていましたが、この度自宅の近隣に畑を買い受けることとなりました。耕作に必要なトラクター及び管理機等の農機具を所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え意見決定いたしました。  
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告があり

- ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は熊野町で日本蕎麦店を営んでおり、原料の蕎麦を確保するために農地を取得し、農業経営を目指しております。現地調査したところ、耕作されており、農機具等の所有の準備も整っています。周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定します。  
委員 議長 なし。
- 委員 議長 つづいて、番号5番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
- 18番委員 番号5番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
借受人は鶴生田町で農業生産法人を営んでいます。農地を約9,000㎡所有し、農機具等も所有しています。農地法第3条第2項各号には該

- 当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- 20番委員 番号5番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第3地区協議会及び第5地区協議会より番号5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は、市有財産売払申請手続完了に伴い、隣接地である申請地を取得するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。再度ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづきまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会

長あてにあったので、審議を求めます。  
提出件数は10件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

1番 米沢町の土地 233 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題はないと考えます。農業用倉庫用地として転用するものです。

3番 吉沢町の土地 82 m<sup>2</sup> 外1筆 計 105 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由で第二種農地と判断されたものにつきましては、説明を省略させていただきます。農業用倉庫用地として転用するものです。

4番 長手町の土地 598 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

5番 出塚町の土地 270 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。太陽光発電事業用地として転用するものです。

6番 新田中江田町の土地 227 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可ですが、「既存施設の2分の1以内の拡張」につきましては例外規定があり、問題はないと考えます。農業用住宅の敷地拡張として転用するものです。農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

7番 新田下江田町の土地 1,788 m<sup>2</sup>、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則、不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由で農用地区域内農地と判断されたものにつきましては、説明を省略させていただきます。農地改良として一時転用するものです。

8番 新田小金町の土地 278 m<sup>2</sup>のうち0.05 m<sup>2</sup> 外2筆 計 1,981 m<sup>2</sup>のうち0.60 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

9番 新田上田中町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

農用地区域内農地は原則、不許可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」は例外規定があり問題はないと考えます。農作業所兼物置建築用地として転用するものです。

10番 藪塚町の土地 753 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,548 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。農家住宅用地として転用するものです。

11番 山之神町の土地 1,092 m<sup>2</sup>のうち544 m<sup>2</sup> 外1筆 計745 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり、問題はないと考えます。農家用住宅の敷地拡張として転用するものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
申請人は、相続で取得した農地を耕作しており、現在の農業用倉庫が老朽化したため、申請地に農業用倉庫を設置するものです。現地を確認したところ、東と南が宅地、北と西が農地となっております。また、申請地北側に老朽化した農業用倉庫が一部はみ出している状況ですが、はみ出している部分を取り壊す予定です。始末書も添付されており、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま第1地区協議会より、番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。  
番号1を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 3 番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は、農業を営んでおり調査をしたところ、転用の許可を得ずに農業用倉庫を設置していたことが判明したため、是正するものです。始末書を添付し法律遵守を表明しております。周囲は南側は道路、西と北側は道路を挟んで田、東側は沢となっており、周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号3番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 つづいて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 8 番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請地を調査したところ、許可を得ずに農家用住宅用地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、東と南側は宅地、北が側は山林、西側は農地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号4番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 つづいて、番号5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は高齢により耕作できず、現在休耕している申請地を有効活用するため、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東側は農地、北側は空き家の宅地、西側は駐車場、南側は道路です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号6番から9番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。調査したところ、申請人は許可を得ずに車庫・物置を設置していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、東と南は道路、西と北は申請人の住宅用地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号7番について報告します。申請地は低湿地であるため、農地を嵩上げし野菜栽培をするものです。現地を確認したところ、東は道路と住宅、北は田、西は道路、南は田です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 20番委員 番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人である法人は、現在の耕作地を利用し、営農を続けながら、営農型太陽光発電施設を設置し、営農基盤の強化を図るものです。現地を確認したところ、北と東は道路を挟んで畑、南と西は畑です。各農地における営農計画書を確認したところ、栽培作物は榊となっており、収穫は6年目からの予定となっていますが、その間の栽培管理につきましては、圃場管理、植え付け、草刈、消毒等の実施が予定されており、営農の適切な継続が見込まれると思われます。また、知見を有する者の意見書が添付されているほか、栃木県鹿沼市で先行して栽培に当たっている法人から栽培について指導を受けるとのことで、栽培指導員の同意書が添付されています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 2番委員 番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は現在の農作業所兼物置用地が狭く不便なため、施設を増築するものです。現地を確認したところ、東は申請人の倉庫、西は水路及び水田、南北は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号6番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号6番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から9番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづいて、番号10番と11番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 5番委員 番号10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請地を調査したところ、許可を得ずに農家用住宅として使用していたことが判明したため、是正するものです。現地を確認したところ、南は宅地、北は道路、西と東は宅地と

- なっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。参考ですが、1994-3の建物は昭和44年、1994-8の建物は昭和38年に建築されたとのことです。  
再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 6番委員 番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請地を調査したところ、許可を得ずに住宅及び農機具置場として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号10番と11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。  
番号10番と11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号10番と11番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より、提案をお願ひいたします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。  
  
1番 藪塚町の土地 299 m<sup>2</sup> 外1筆について、太陽光発電施設設置用地として承継するため、計画変更するものです。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 5番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。議案第5号26番に関連しますが、申請地は一般住宅用地として許可を得たが、諸事情により計画を中止

したため、承継するものです。承継者は売電事業を営んでおり、日照環境の良い申請地を取得し、太陽光発電用地として使用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定します。

議長 つづきまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。

提出件数は28件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事務局 提出件数28件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分は「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、申請地から概ね500m以内に医療施設、教育施設等公益的施設が2つ以上存在する農地」の理由から第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 265 m<sup>2</sup>、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 59 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 510 m<sup>2</sup>、農地区分は「宅地化に達している区域

に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 下田島町の土地 2,008 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 367 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

7番 新道町の土地 814 m<sup>2</sup> 外1筆 計 820.54 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

8番 藤阿久町の土地 885 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,385 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

9番 東金井町の土地 408 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 1,143 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

11番 八重笠町の土地 602 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

12番 東今泉町の土地 2,105 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

13番 長手町の土地 135 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

農家住宅用地として転用するものです。

14番 尾島町の土地 325 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

15番 粕川町の土地 172 m<sup>2</sup> 外1筆 計 301 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田木崎町の土地 1,980 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

17番 新田中江田町の土地 429 m<sup>2</sup> 外1筆 計 757 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

18番 新田中江田町の土地 53 m<sup>2</sup> 外1筆 計 98 m<sup>2</sup>、農地区分は第

一種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

19番 新田赤堀町の土地 447 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田村田町の土地 390 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

農家住宅用地として転用するものです。

21番 新田小金町の土地 1,983 m<sup>2</sup> 外1筆 計4,783 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

22番 新田市町の土地 991 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,269 m<sup>2</sup>、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則不許可ですが、「一時的な利用に供する場合」につきましては、例外規定があり問題ないと考えます。

残土置場用地として一時転用するものです。

23番 新田市町の土地 989 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,681 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

残土置場用地として一時転用するものです。

24番 藪塚町の土地 331 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

25番 藪塚町の土地 295 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 299 m<sup>2</sup> 外1筆 計992 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

27番 山之神町の土地 232 m<sup>2</sup> 外1筆 計465 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 319 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

#### 4番委員

番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号1番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり手狭なため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側及び東側はそれぞれの道路を挟んで太陽光発電施設と宅地、北側は宅地、西側は田となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号2番と3番については、譲受人が同一であり申請地が一体利用であるため、一括して報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は道路を挟んで畑、東側は畑、北側は畑、西側は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は田、東側は宅地、北側は田を挟んで道路、南側は先月に許可された宅地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号1番から4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 10番委員

つづいて番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電施に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南側は河川、西側は譲渡人の住宅と畑、北側は道路、東側は通路と宅地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 12番委員

つづいて番号6番から8番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号6番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は譲渡人の宅地、南側は道路、東側及び西側は畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号7番について報告いたします。申請地は遺産管理地となっており、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施

設を設置するものです。現地を確認したところ、南側と西側は道路、北側は畑、東側は住宅となっております。周囲にフェンスを設置することで、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。つづいて、番号8番について報告いたします。譲受人は発電事業を営む法人であり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東側は通路、南側は太陽光パネルが設置されており、西側は駐車場、北側は資材置場であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。番号6番から8番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から8番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定します。
- 議長 つづいて番号9番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は道路、東側は共同住宅、西側は住宅地、南側は道路となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 9番委員 番号10番と11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
まず、番号10番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南側は道路、東側と西側は農地で、北側は議案第5号番号11番の申請地です。周辺農地への支障もないので、問題な

いため、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号11番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北側は道路でこの道路に沿って用水路があり、南側は議案第5号番号10番の申請地、東側と西側は農地です。周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 13番委員

番号12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は東京で発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北側は畑と道路、南側は畑、東側は宅地と畑、西側は水路です。周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長 委員 議長

ただいま、第2地区協議会より、番号9番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号9番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

#### 議長

全員賛成でありますので、番号9番から12番を許可とすることに決定します。

#### 議長

つづいて、番号13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

#### 18番委員

番号13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

申請地を購入するにあたり調査したところ、許可を受けずに物置を設置していたことが判明したため、是正するものです。現地確認をしたところ、北側は道路、西、南側は宅地、東側は宅地への進入路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま第3地区協議会より、番号13番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号13番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号14番と15番について、第4地区協議会の調査した意  
見結果を報告願います。

22番委員 番号14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づ  
き調査した結果を報告いたします。  
譲受人は議案第4号の番号5番と8番と同一法人であり、太陽光発電  
に適地である申請地を取得し、耕作放棄地の有効活用をするため、太  
陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南側は農  
地、西側は今年3月に同一法人が転用許可を受けた土地、北側は河  
川の堤防、東側はお寺となっております。周辺農地への支障もなく、  
問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

14番委員 番号15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づ  
き調査した結果を報告いたします。  
譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築する  
ものです。現地を確認したところ、東側は道路と住宅、北と西側は畑、  
南側は住宅であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相  
当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号14番と15番について報告が  
ありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号14番と15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号14番と15番を許可することに決定  
します。

- 議長 つづいて番号16番から23番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、13番委員は番号22番と23番の議事に参与することができませんので、まず、番号16番から21番について、第5地区審査会で調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号16番から21番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。  
番号16番について、太陽光発電に適地である申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、周囲は北は住宅と畑、南は道路、東は畑、西は住宅と畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
つづいて、番号17番と18について、譲受人が同一人であり一体利用であるため、併せて報告いたします。譲受人は土木事業を営んでおり、事務所から近い申請地を借り受け、資材置場として使用するものです。譲渡人は高齢で農業を続けることができません。現地を確認したところ、周囲は北は住宅、南は住宅と畑、東は道路、西は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
つづいて、番号19番について、譲受人は借家に住んでおり、通勤に便利な申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は北は道路、東と西は住宅、南は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 20番委員 つづいて番号20番と21番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。番号20番について、譲受人は調査したところ、許可を得ずに、自宅敷地及び庭用地として使用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、東が宅地、南が道路を挟んで宅地、西と北が農地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
つづいて、番号21番について、譲受人は隣接地で段ボールケースの製造・販売を営んでおり、受注増加に伴い、既存敷地内の従業員駐車場に倉庫を建設することとなったため、申請地を取得し、代替の駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北は道路を挟んで譲受人の法人の工場、東と南が畑、西が畑及び昨年許可を受けた駐

車場となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、第5地区協議会より、番号16から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

委員 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号16番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号16番から21番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 つづいて番号22番と23番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号22番と23番につきましては、13番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いします。

(13番委員 退出)

20番委員 番号22番と23番は譲受人が同一人であり一体利用であるため、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を一括して報告いたします。

譲受人は農地所有適格法人であり、隣接地で許可を得た農業用施設の建設で発生する残土を一時的に仮置きするため、申請地を借り受け一時転用するものです。現地を確認したところ、西側は道路、南側は農地防災の水路、東側は農地、北側は施設の建設予定地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、第5地区協議会より、番号22と23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

委員 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号22番と23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議長 全員賛成でありますので、番号22番と23番を許可とすることに決定いたします。  
(13番委員 入室)
- 議長 つづいて番号24番から28番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は借家に住んでおり資金の都合がついたため、妻が姉妹共有で持っている申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は宅地、北と東は農地、南は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 5番委員 番号25番と26番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
番号25番について、譲受人は借家に住んでおり、生活用品等が増え、手狭になったため、申請地を母より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南が道路、北は宅地、西と東は道路、となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
つづいて、番号26番について、議案第4号1番に関連する案件です。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南と北が畑、西が道路、東が畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました
- 6番委員 番号27番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は建築業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。現地を確認したところ、北は道路、西と東は宅地、南は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 5番委員 番号28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になってきたため、現在の居住地にも近い申請地を取得し、自己の住宅を建築するもので

す。現地を確認したところ、南は道路、北は畑、西は道路、東は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

以上、番号24番から28番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号24番から28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。番号24番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号24番から28番を許可することに決定します。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、8月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議長 つづいて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について2件提出されております。

内訳につきましては、畑のみ3筆 370.00㎡ 計3筆 370.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理

しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について34件提出されております。内訳につきましては、21ページをご覧ください。田14筆 8,830.00 m<sup>2</sup>、畑31筆 11,780.01 m<sup>2</sup>、計45筆 20,610.01 m<sup>2</sup>となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書については、本日配布いたしました別紙をご覧ください。提出件数は7件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は3件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 つづいて、報告第6号農業委員候補者の決定について事務局より、報告をお願いします

事務局 1番委員の辞任により農業委員に欠員が生じたため、7月20日から8月20日までの1か月間、農業委員候補者の募集を行いました。3名の応募がありましたので、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項の規定により、8月23日に太田市農業委員候補者評価委員会において評価を行い、候補者を決定しましたので報告します。農業委員候補者の氏名、生年月日、住所です。今後の日程につきましては、12月定例総会初日の11月30日に議会の同意を得た後、同日、市長より任命される予定となっております。

議長 ただいま、事務局より提案がありましたが、ご質問等ございますか。  
委員 なし。

議長 その他にご質問等ございますか。  
委員 なし。

議長 質問等無いようなので、以上で第14回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 平成30年9月10日（月） 午後3時20分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議長

署名委員 7番

署名委員 8番